

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市に所在し、産業廃棄物処理業を営む会社Bに勤務していた。

請求人は、平成○年○月○日、プラント内を見回り中、コンベアーのローラー部分に付着した泥を除去しようとしていたところ、左手に所持していたハンマーがコンベアーとローラーの間に挟まり、左腕の肘まで巻き込まれて負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C病院に受診し「左肘挫滅創、左尺骨茎状突起骨折、左第5指中節骨骨折、左尺骨神経損傷」と診断され、その後、同年○月○日、D病院に転医し、以降、同病院及びE医院で約6年間加療を続け、平成○年○月○日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第7級に該当するものと認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第7級を超えるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会においては、請求人の主張を受けて、請求人の左上肢の障害の状態について改めて精査したところ、まず機能障害について、手関節及び肘関節においては「関節の機能に著しい障害」、肩関節においては「関節の機能に障害」、示指、中指、環指、小指においては「手指の用を廃したもの」と評価する監督署長の判断は妥当であり、障害等級第7級に該当するものと判断することが相当である。なお、障害等級表上「1 上肢の用を全廃したもの」に達しないものとして、監督署長が第7級と判断していることについても、決定書理由第2の2の(2)のイの(ア)②に説示しているとおおり、障害等級の序列の考え方に沿うものであり、妥当である。

(2) 左上肢の神経症状についても、平成〇年〇月〇日付けのF医師作成の診断書の記載からみて、特殊な性状のものとみることが相当であり、障害等級第7級に相当するものとなり、機能障害と神経症状との関係において通常派生する関係にあるものとして、上位等級（本件においては同一等級）である障害等級第7級に該当するとしていることも妥当である。

(3) 左上肢の醜状障害についても、上肢の露出面に手のひらの大きさの跡が残っていることが確認されており、障害等級第14級に該当すると認められる。

(4) 以上について、障害等級表及び認定基準に照らすと、請求人に残存する障害

は障害等級第7級に相当するものとなり、これを超えるものではない。

(5) なお、請求人は、治癒後の平成○年○月○日時点と平成○年○月○日時点における手指関節可動域及び関節可動域等の測定値が記入されている「心身機能評価表」を提出しているが、障害等級の評価は治癒時における状態において判断されるべきところ、当審査会においては、治癒時に近い平成○年○月○日時点の測定値について確認した。その際、手関節、肩関節、肘関節、更には示指、中指、環指及び小指の関節のいずれの可動域についても精査したが、総合的に上記の判断を覆す測定値であるとは認められないものと判断したことを付言する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第7級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。